

○福岡女学院看護大学ハラスメント対策委員会に関する規程

2014（平26）年5月8日制定

最終改正 2017（平29）年11月17日

（設置及び目的）

第1条 福岡女学院看護大学におけるハラスメント防止・対策に関する規程第3条に基づき、福岡女学院看護大学（以下「本学」という。）にハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置くものとする。

2 対策委員会は、ハラスメント防止等について必要な措置をとることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

(1) 問い合わせ相談

教職員、学生等関係者である相談者（以下「相談者」という。）がハラスメントに関わる問題かもしれないと考えている件について問い合わせること。

(2) 苦情相談

相談者がハラスメントに起因する問題が発生していると認知している件について申し出ること。

(3) 苦情申立

相談者がハラスメントに起因する問題が発生していると認知しており、その件について調査、調停を申し出ること。

(4) (1)から(3)までに掲げる相談等は、その状況での被害者からの者に限らず、次のような者からの相談等も含まれる。

イ 他の者がハラスメントもしくはその可能性のある状況を見て不快に感じる者からの申し出

ロ 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けたものからの申し出

ハ 部下、学生等からハラスメントに関する相談等を受けた監督者からの相談

（対策委員会の任務）

第3条 対策委員会の任務は、本学における次の各号に掲げる事項とする。

(1) ハラスメント防止等のための研修、調査、広報及び啓発活動に関する事項

(2) ハラスメントに関する問い合わせ相談、苦情相談及び苦情申し立てへの対応

(3) ハラスメント防止等の活動について、プライバシーを考慮した上での学院対策委員会（以下「学院ハラスメント対策委員会」という。）及び本学全体への報告

(4) ハラスメント防止等を効果的に遂行するための改善策の提案（学内の意見収集、ジェンダー偏向の見直し及び他機関との情報交換を含む。）

（対策委員会の構成）

第4条 委員長及び委員は、運営会議の議を経て学長が委嘱する。

2 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員の人数は5名とし、その過半数は女性でなければならない。

（ハラスメント調査委員会）

第5条 ハラスメントに起因する問題について申立人（苦情申し立てをした者をいう。）から調査の申

福岡女学院看護大学ハラスメント対策委員会に関する規程

し立てがあり、対策委員会が必要と認めた場合、学長は対策委員会の下にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

- 2 調査委員は、あらかじめ対策委員会が作成した候補者名簿から、男女同数を学長が指名する。ただし、申立人及び被申立人に直接関係する者から指名することはできない。
- 3 調査委員の人数は、状況に応じて4名から8名程度で構成する。
- 4 調査委員会は、2ヵ月以内に調査を終了し、その結果を対策委員会に報告しなければならない。
- 5 対策委員会は、調査委員会の報告を受けて、その結果を学長に報告する。
- 6 対策委員会は、調査委員会に係る全ての記録を保存しなければならない。

（ハラスメント調停委員会）

第6条 ハラスメントに起因する問題についての申立人が当事者同士での話し合いによる解決を求めた場合、対策委員会はハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置することができる。

- 2 調停委員は、あらかじめ対策委員会が作成した候補者名簿から対策委員会が指名するものとする。ただし、申立人及び被申立人に直接関係する者のほか、事前に相談及び申立に関与した者については指名することはできない。
- 3 対策委員会は、調停委員会に係る記録を保存しなければならない。ただし、個人に関する情報は除く。

（ハラスメント相談員）

第7条 各部署に数名のハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置くものとする。

- 2 相談員は、本学教職員のうちから学長が対策委員長と協議の上委嘱し、教職員・学生等に対して周知するものとする。
- 3 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（ハラスメント相談員の責務等）

第8条 相談員は、問い合わせ相談及び苦情相談に応じる。

- 2 相談員は、相談等を受けたときは、当該相談等に係る問題の事実関係等の把握に努め、当該相談者に対し、必要な指導又は助言を行う。
- 3 相談員は、問い合わせ相談及び苦情相談については、直ちにその経過及び結果を対策委員会に報告しなければならない（ただし、相談者の同意を得ない事項は除く）。
- 4 相談員は、相談者の意向に基づき、対策委員会に調査もしくは調停（以下「調査等」という。）を依頼することができる。
- 5 相談者が申し立ての意思を表明した場合には、相談員は、直ちに委員会に報告しなければならない。
- 6 相談者に申し立ての意思がない場合であっても、相談員が事実関係の調査が必要であると認めた場合は、相談者に申し立ての助言をしなければならない。
- 7 相談員は、当該相談等を受けたハラスメントの内容等が深刻で、かつ、相談者に対する緊急の保護措置を必要と認めるときは、相談者に同意の上で、対策委員会に対し、緊急の保護措置を講じることを求めることができる。

（学院対策委員会への上申）

第9条 学長は、ハラスメントに該当すると判断した場合で加害者に懲戒処分等を課すことが

相当であると判断した場合には、調査委員会での調査結果等を添付し、速やかに学院対策委員会に上申するものとする。

2 学長は、加害者に懲戒処分等を課すことが相当でないと判断した場合には、学長もしくは学長が指名した者からその結果を申立人及び被申立人に伝達する。

(秘密の厳守)

第10条 対策委員、調査委員、調停委員、相談員等はハラスメントの問い合わせ相談、苦情相談及び苦情申立てへの対応に当たっては、関係者のプライバシー及び名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密をみだりに第三者に漏らしてはならない。その責務を離れた後も同様とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、本委員会及び運営会議の議を経て決定する。

附 則 1

この内規は、2014（平26）年5月8日から施行し、2014（平26）年4月1日から適用する。

附 則 2

この規程は、2017年（平29）年11月17日から施行する。この規程制定に伴い、ハラスメント対策委員会に関する内規運用細則は廃止する。